

Weekly コラム

平成 26 年 7 月 1 日

〒541-0055 大阪府中央区船場中央 2-1

船場センタービル 4 号館 4 階

船場経済倶楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO 法人 SKC 企業振興連盟協議会)

Fax 06-6261-6539

人の輪・衆智・繁栄

活動方針



当団体は、異なる業種の経営者が相集い、力を合わせ、自らの研鑽と親睦を通じて、斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

交際費課税見直しで新たな応答集

平成 26 年度税制改正で交際費の非課税制度が拡充されたことを受けて、国税庁は「接待飲食費に関する FAQ(よくある質問への応答集)」をまとめ、ゴルフ接待時の食事は「飲食費」にならないことなどを示しました。

中小企業は交際費課税の特例で、年間 800 万円までの交際費(飲食費や得意先への慶弔費など)を全額損金算入できます。26 年度税制改正ではこの特例に加え、飲食費は上限なく 50%まで損金算入することも可能になりました(選択適用)。

この改正を踏まえた国税庁の「接待飲食費に関する FAQ」は、改正の概要や飲食費の範囲、帳簿書類への記載事項などに言及しています。

飲食費は法令上、「飲食その他これに類する行為のために要する費用(社内飲食費を除く)」とされています。FAQ では、飲食費に該当する支出として、(1)社員などが得意先を接待して飲食す

るための「飲食代」、(2)テーブルチャージ料やサービス料、(3)飲食のために支払う会場費、(4)得意先の業務の遂行や行事の開催に差し入れる弁当の代金(差し入れ後相応の時間内に飲食されるようなもの)、(5)飲食後にその店で提供されている飲食物を持ち帰る際の「お土産代」——を挙げました。

そして、ゴルフや観劇、旅行の催事の飲食に要する費用、飲食店に得意先を送迎するために支出する送迎費、飲食物の詰め合わせを贈答するための費用は飲食費に該当しないと説明しています。

また、特例の対象ではない「社内飲食費」は、「専ら当該法人の役員もしくは従業員、またはこれらの親族に対する」ものが該当するため、親会社やグループ内の他社の役員の接待時の支出、同業者同士の懇親会や得意先と共同で開催する懇親会の自己負担分などは、社内飲食費にはならないと FAQ で解説しています。



記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。

ご不要の際は、配信を中止させていただきます。また、次回からメールでの配信も承っております。その旨、お申し出下されば幸いです。